

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

精華町長 杉浦 正省

市町村名 (市町村コード)	精華町 (26366)
地域名 (地域内農業集落名)	山田荘地域 (山田、乾谷、柘榴、東畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区内の農家の高齢化が進んでいる。認定農業者(1名、1法人)で約0.5haを耕作している。大規模な経営体は存在せず、この地区の農地の平均面積が5a程度の小規模な圃場である。不整形な農地が多い。地区外からの入作が2.4haで、地区の3.4%にあたる。多様な担い手として小規模農家が耕作を継続することで、農地を守っているのが現状である。・担い手には後継者が未定の農家が多く、病気や怪我等によるリタイヤにより営農継続が困難となった場合の事前検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻の作付が中心の水田地帯である。
・経営所得安定対策に基づく作付面積が広い作物は、花き(約50a)、大豆(約40a)及びとうがらし(約20a)である。
・今後、収益性の高い農作物の作付を検討する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

山田荘小学校区を基本とし、区域内にある農用地(田・畑)とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域や担い手の経営意向を踏まえ、農地利用集積等促進計画による農地中間管理権の設定を促進し、農地集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・集落によって耕作条件が異なるため、集落単位で農作業の効率化を図れるよう、基盤整備事業の要否を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多様な経営体が営農できるよう地域で取り組みを進めていく。また、新たな地区外の担い手の確保等を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策として、侵入防止柵や檻の設置、放置果樹の管理など地域ぐるみで取り組む。
 ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を検討する。
 ⑦地域内の農道や水路等の施設について、担い手及び地域住民の話し合いにより、相互に連携し、適切な維持管理に努める。